

各高齢者施設等の管理者様

山形県健康福祉部高齢者支援課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型見直しに伴う高齢者施設等  
における医療機関との連携体制等に関する調査について（照会）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への取組みにつきましては、日頃から御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されます。高齢者施設等においては、入院が必要な高齢者の適切かつ確実な入院体制を確保しつつ、感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等を進めることとされたことを踏まえ、改めて、高齢者施設等と医療機関の連携体制について、下記により調査を実施することとなりました。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、山形県電子申請サービスにより御回答くださるようお願いいたします。

なお、本調査は、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」における「感染対策等を行った上での施設内療養に対する費用」（施設内療養者1名あたり最大30万円）の補助にあたっての要件確認も兼ねており、令和5年5月8日以降は、本調査によりすべての要件を満たすことが確認された施設のみが補助の対象となります。

## 記

### 1. 調査の目的

- ・ 高齢者施設等と医療機関との連携体制の確保状況の把握
- ・ 施設内療養者に対する補助（1名あたり最大30万円）にあたっての要件確認

### 2. 調査対象サービス

以下の12サービス（山形市に所在する施設は山形市が調査を実施）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

### 3. 調査項目

#### (1) 医療機関との連携体制の確保

施設入所者に新型コロナウイルス患者（疑い含む）が発生した際連携する医療機関（※）の確保状況（医療機関名、事前相談を行った年月日）（自施設の医師が実施する場合も可）

<※連携医療機関に求められる主な対応>

- ① 施設からの電話等による相談への対応
- ② 施設への往診（オンライン診療を含む）
- ③ 入院の可否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）

※連携医療機関（又は自施設の医師）は①から③の対応がすべて必須です。

(2) **感染対策**（令和3年介護報酬改定により運営基準上の努力義務とされた事項）

- ・全職員に対する、感染症の予防及びまん延防止のための研修の実施状況（直近日）
- ・感染症の予防及びまん延防止のための訓練の実施状況（直近日）

※令和5年5月7日までに実施予定の場合を含む

(3) **オミクロン株対応ワクチンの接種**

- ・希望する施設入所者へのオミクロン株対応ワクチン（1回目）実施状況及び接種時期
- ・希望する施設入所者へのオミクロン株対応ワクチン（2回目）の実施予定の有無及び予定時期

4. **回答方法**

下記URLから山形県電子申請サービスにより回答してください。

[https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=8109](https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8109)

5. **回答期限**

令和5年5月2日（火）（※4月29日（土・祝）午後9時から4月30日（日）午前11時まで電子申請サービスが使用できませんので、この時間帯を避けて御回答ください。）

6. **留意事項**

(1) **新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金について**

- ・令和5年5月8日以降、上記3の(1)から(3)までの全項目又は一部を満たさない場合は、施設内療養者に対する補助（1名あたり最大30万円）の対象となりません。
- ・期限までに本調査への回答がなく、調査時点で補助の要件を満たすことが確認できない場合は、上記3の(1)から(3)までの全項目を満たしていても、施設内療養者に対する補助の対象となりませんので、期限まで御回答くださるようお願いいたします。
- ・施設内療養者に対する補助以外のかかり増し経費（衛生用品購入経費、割増賃金、施設の消毒・清掃費用等）については、上記3の(1)から(3)までの要件に関わらず、引き続き補助の対象となる予定です。
- ・令和5年度の補助金の詳細については、厚生労働省から示され次第お知らせします。

(2) **連携医療機関を確保できていない場合**

- ・協力医療機関や嘱託医等に上記3の(1)から(3)の項目の対応について相談してください。
- ・施設自らが連携医療機関を確保しようとしたものの、確保することが困難な場合は、県ホームページの新型コロナウイルス感染症ポータルサイトに掲載している「診療・検査医療機関リスト」を御参照いただき、医療機関に御相談いただきますようお願いいたします。

[https://www.pref.yamagata.jp/090016/kenfuku/kansensyou/sinnryou\\_kennsa.html](https://www.pref.yamagata.jp/090016/kenfuku/kansensyou/sinnryou_kennsa.html)

山形県健康福祉部高齢者支援課  
事業指導担当  
TEL023-630-3359

## ＝施設内療養者への補助の要件＝

(回答にあたって事前にお読みください)

### ○医療機関との連携体制の確保〔要件1〕

- ・入所者に新型コロナ患者(疑いを含む)が発生した場合に以下の①から③の対応を行う医療機関(自施設の医師が対応する場合も含む)を確保している必要があります。
  - ① 施設からの電話等による相談への対応
  - ② 施設への往診(オンライン診療を含む)
  - ③ 入院の可否の判断や入院調整(当該医療機関以外への入院調整も含む)
- ・複数の連携医療機関がある場合は、主な医療機関1つをアー2欄に入力してください。
- ・入所者ごと連携医療機関が異なっても差し支えありませんが、全入所者について連携医療機関を確保済みであることが必要です。
- ・入所者全員が普段は通院のみである場合も、必要に応じて往診できる体制が必要です。
- ・本調査への回答にあたって、連携医療機関から同意書等をもらう必要はありませんが、何らかの文書の取り交わし等が必要かどうかは、医療機関と協議の上御判断ください。
- ・医療機関に新型コロナ患者の対応の事前相談を行った際に文書による説明を求められた場合は、本通知を提示いただく等により、各施設において御対応ください。
- ・協力医療機関や配置医師が対応困難な場合は、それ以外の医療機関を確保してください。  
(5類移行後は正当な理由がなく新型コロナ患者(疑いを含む)の診療を拒否することは医師法の応招義務違反となる可能性があるため、多くの医療機関は対応可能と考えています。)
- ・事前相談を行った年月の欄は、複数の連携医療機関がある場合は、アー2の欄に入力した医療機関と事前の相談を行った年月を入力してください。
- ・新型コロナ感染症が生じた当初から事前相談を行っていた場合等で、アー3欄に事前に相談した明確な時期を入力できない場合は、「令和2年1月」と入力してください。

### ○感染対策〔要件2、要件3〕

- ・運営基準に規定されている「介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修〔要件2〕並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練〔要件3〕」を実施済み(令和5年5月7日まで実施予定を含む)であることが必要です。

#### 【参考】運営基準の留意事項通知抜粋

##### 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。

##### 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

- ・全職員に対して研修を実施済であることが必要ですが、長期休暇等による未受講等の場合はやむを得ないものとします。
- ・研修や訓練を複数回実施した場合は、イ－2、イ－4欄にはそれぞれ直近の実施年月日を入力してください。

#### ○オミクロン株対応ワクチンの接種〔要件4、要件5〕

- ・1回目が実施済み〔要件4〕、2回目が接種予定であること〔要件5〕が必要です。
- ・入所者の個別の理由により一部に未接種者がいる場合でも、施設として接種の機会を設けている場合は、実施しているものとします。
- ・集団接種ではなく住民接種により対応した場合は、入所者への接種勧奨及び接種状況の把握を行った場合に限り、要件を満たすものとします。
- ・施設内の集団接種の接種日が複数ある場合は、ウ－2欄には直近の接種年月日を入力してください。
- ・オミクロン株対応ワクチンの接種可能期間は以下のとおりです。
  - 1回目 令和4年9月20日から令和5年5月7日まで
  - 2回目 令和5年5月8日から令和6年3月31日まで
- ・令和5年度のワクチン接種開始時期等については、各市町村の担当課に御確認ください。

御留意ください

**令和5年5月8日以降は、〔要件1〕から〔要件5〕までのすべてを満たす施設のみが施設内療養者に対する補助（施設内療養者1名あたり最大30万円）の対象です。**

- 〔要件1〕 新型コロナ対応を行う医療機関（自施設の医師を含む）を確保済み
- 〔要件2〕 感染症の研修を実施済み（5月7日まで実施予定の場合を含む）
- 〔要件3〕 感染症の訓練を実施済み（5月7日まで実施予定の場合を含む）
- 〔要件4〕 オミクロン株対応ワクチン（1回目）の接種を実施済み
- 〔要件5〕 オミクロン株対応ワクチン（2回目）の接種を実施予定